

平成31年(ワ)第7514号 損害賠償請求事件

原 告 (閲覧制限)

被 告 国

第1準備書面

令和元年8月30日

東京地方裁判所民事第49部乙B係 御中

被告指定代理人

今 井 志



松 田 朋 子



湯 峰 奈々子



大 野 史 絵



倉 重 龍 輔



大 嶋 真 理 子



陶 山 敦 司



佐 藤 博 行



被告は、本準備書面において、まず、原告の主張の概要（後記第1）を述べ、原告が主張する立法不作為に基づく国家賠償法（以下「国賠法」という。）上の違法性の判断枠組み（後記第2の1）、民法819条2項（以下「本件規定」という。）の合理性（後記第2の2）、親権は憲法上保障された人権ではないこと（後記第2の3）、本件規定が憲法14条1項に違反するものではないこと（後記第2の4）、本件規定が憲法24条2項に違反するものではないこと（後記第2の5）及び本件規定が未成年の子との関係で憲法13条、14条1項及び24条2項に違反するものではないこと（後記第2の6）について述べる。

第1 原告の主張の概要

原告は、未成年の子に対する親権は、憲法により保障された基本的人権であり、仮に基本的人権でないとしても、尊重されるべき人格的利益であるところ、これに必要以上の制約を課す本件規定が憲法14条1項及び24条2項に違反することは明白であり、さらに、未成年の子との関係で憲法13条、14条1項及び24条2項に違反することも明白であるが、それにもかかわらず、国会が本件規定を改正する立法措置を怠っているから、かかる立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法であると主張しているものと考えられる。

第2 被告の主張

1 立法不作為における国賠法上の違法性の判断枠組みについて

国賠法1条1項にいう「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいう（職務行為基準説）。そして、国會議員の立法行為又は立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法となるかどうかは、国會議員の立法過程における行動が個々の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかの問題であり、立法の内容の違憲性の問題とは区別されるべきものである。そして、上記行動についての評価は

原則として国民の政治的判断に委ねられるべき事柄であって、仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない。もっとも、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合等においては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものとして、例外的に、その立法不作為は、国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けることがあると解される（平成27年再婚禁止期間違憲判決参照）。

2 本件規定の合理性

(1) 親権の法的性質について

親権は、未成年の子を健全な一人前の社会人として育成すべく養育保護する職分であり、そのためには親に認められた特殊の法的地位である（乙第2号証。於保不二雄ほか編「新版注釈民法(25)親族(5)〔改訂版〕」53ページ）。

親権とは「権」という用語を用いてはいるものの、その概念は、民法上の規定された他の権利とは異なる独特のものである。すなわち、未成熟の子と親との関係は非対等なものであるところ、このような非対等な人間関係を、市民法的な権利・義務の概念を用いて規律しようとするには無理があり、子に対する親の権利というより、親の社会的責務とでもいべきものである（乙第3号証。内田貴「民法IV親族・相続（補訂版）」（東京大学出版会）209及び210ページ）。

(2) 親権の内容

親権の内容については、民法820条以下に定めがあり、大きく分けて身上監護権（民法820条ないし823条）と財産管理権（民法824条ないし832条）に分かれる。

(3) 本件規定の合理性

親権者の定め方については民法818条3項及び819条に規定がある。

民法818条3項本文は、婚姻中の親権者に関する規定であり、「親権は、父母の婚姻中は、父母が共同してこれを行う。」として、婚姻中における共同親権共同行使の原則を定めている。

これに対して、民法819条は離婚又は認知の場合の親権者の定め方に関する規定であり、同条2項（本件規定）は、「裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。」として、離婚後は単独親権となる旨を定めている。

この点、仮に、離婚をする場合に、父母の双方を親権者と定めるとすると、子の教育や医療など、親権者が決定すべきこととされている事項について、父母の間で適時に適切な合意を形成することができず、子自身の利益が害されるおそれがある。離婚した夫婦間の紛争がそのまま離婚後に持ち越された場合には、このようなおそれは特に大きい。したがって、裁判離婚後共同親権制度については、かえって子の福祉に照らして望ましくない事態が生じるおそれがある。

しかるに、本件規定は、裁判上の離婚をする父母について、裁判所が後見的立場から親権者としての適格性を吟味し、その一方を親権者と定めることにより、子の監護に関わる事項について、適時に適切な決定がされ、これにより、子の利益を保護することにつながるものであり、十分な合理性を有するものである。

(4) 親権者の変更が可能であること

民法819条6項は、「子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によって、親権者を他の一方に変更することができる。」と規定しており、裁判上の離婚において親権者と定められなかった親であっても、親権変更の申立てをすることによって親権を再度取得する可

能性がある。その意味で、民法819条2項による親権者の指定は終局的・不可逆的なものではない。

(5) 親権の帰属と面会交流の制限とが無関係であること

なお、父母が離婚をする場合には、父母が別居し、子は父母の一方と同居することとなることが通常であるから、子と同居しない側の親は、離婚前に比べて子と接触する機会が減少することは避けられない。

しかし、このことは、親権者として父母の一方が定められる場合も父母の双方が定められる場合も変わりはない。そして、我が国の法制上、親権を有しないことを面会交流の制限理由とする規定は存在しない（この意味で、原告が訴状で引用する新聞記事の記載（「親権のない親は（中略）面会交流も著しく制限されるのが実情だ」（訴状23ページ）、「現行制度では親権を持たない親は戸籍上の他人となり、子どもとの面会交流が大きく制限される」（同26ページ）は、誤解を生じさせるおそれのある表現であるといわざるを得ない。）。

3 親権は憲法上保障された人権ではないこと

(1) 原告は、親権は憲法により保障されている基本的人権であると主張し、その根拠として、①最高裁昭和51年5月21日大法廷判決（以下「旭川学力テスト判決」という。）の判示内容及び②民法820条は親権が基本的人権であることを前提とした規定であることを挙げる（訴状4及び5ページ）。

(2) しかしながら、答弁書第2の3(1)イ（3ページ）で述べたとおり、訴状において原告の上記主張と旭川学力テスト判決との関連性には触れられておらず、上記主張の根拠は明らかでないが、その点をおくとしても、旭川学力テスト判決は、「親は、子どもに対する自然的関係により、子どもの将来に對して最も深い关心をもち、かつ、配慮をすべき立場にある者として、子どもの教育に対する一定の支配権、すなわち子女の教育の自由を有すると認められるが、このような親の教育の自由は、主として家庭教育等学校外における

る教育や学校選択の自由にあらわれるものと考えられる」と判示しているのであって、親権が憲法により保障されているものであるとは判示していないから、上記①の主張には理由がない。

(3) また、答弁書第2の3(1)ウ(4ページ)で述べたとおり、訴状の記載によっても、民法820条は親権が憲法により保障されている基本的人権であることを前提とした規定であるとする原告の主張の根拠は明らかではないが、その点をおくとしても、前述のとおり、親権は親の「職分」や「社会的責務」であると理解されており、民法820条も親権の内容について定めた規定にすぎないから、「権利」と記載されていることの一事をもって、親権が基本的人権であることを前提にした規定であるとは到底いうことができず、上記②の主張にも理由がない。

(4) したがって、親権が憲法により保障されている基本的人権であるなどという原告の主張はまずもって失当である。

もっとも、原告は、親権が仮に基本的人権でないとしても、憲法上尊重されるべき人格的利益であるとも主張していることから、以下では、本件規定が憲法に違反するものではないことについて述べる。

4 本件規定が憲法14条1項に違反するものではないこと

本件規定は、裁判上の離婚に当たり、子の親権者を父母のいずれにするかについては、家庭裁判所が定めるものとしているのであり、父母の間において別異取扱いをしているものではないから、本件規定は憲法14条1項に何ら反するものではない。

憲法14条違反であるとの原告の主張は、要するに、裁判の結果、裁判の当事者間で親権を得る側と得られない側とが生じるということを述べているにすぎないが、憲法14条1項が、裁判の結果が裁判の当事者間で形式的に平等になることについてまで保障しているものでないことは明らかである。

したがって、本件規定が憲法14条1項に違反するとの原告の主張は失当で

ある。

5 本件規定が憲法24条2項に違反するものではないこと

(1) 憲法24条2項は、婚姻及び家族に関する事項について、具体的な制度の構築を、第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、同条1項も前提としつつ、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したものといえる。

他方で、婚姻及び家族に関する事項は、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、それぞれの時代における夫婦や親子関係についての全体の規律を見据えた総合的な判断を行うことによって定められるべきものである。したがって、憲法24条の要請、指針に応えて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定が国会の多方面にわたる検討と判断に委ねられているものであることからすれば、婚姻及び家族に関する法制度を定めた法律の規定が憲法24条に適合するものとして是認されるか否かは、当該法制度の趣旨や同制度を採用することにより生ずる影響につき検討し、当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否かという観点から判断すべきものとするのが相当である（最高裁判平成27年12月16日大法廷判決・平成26年（オ）第1023号参照。以下、同判決を「平成27年夫婦別姓訴訟最判」という。）。

しかるに、裁判離婚後単独親権制度の趣旨及び親権の帰属と面会交流の制限とが無関係であることは前記2で述べたとおりであり、民法819条2項が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるとはいえないから、民法819条2項は憲法24条2項に違反するものではない。

(2) この点、原告は、訴状第2の3において、概要①親権は、民法820条に

において「権利」と記載されているので、本件規定は少なくとも人格的利益を侵害するものである（7ページ）、②未成年の子の父母が離婚すると、父母の一方のみが子の親権者となり、もう一方の親は親権を全て失うこととなり、両性の実質的な平等が損なわれる（7及び8ページ）、③父母の一方が他方の同意を得ずに未成年の子と共に転居した場合、転居した側の親が離婚に際して親権者に指定されており、かかる子の「連れ去り得」は離婚後単独親権制度が存在するがゆえに生じている（8及び21ページ）、④裁判離婚後は父母が共同親権者となるとした上で、子を現実に養育する者を監護者と指定すれば足りるところ、本件規定は必要以上の制約を課すものである（9ページ）、⑤裁判離婚後に共同親権を認めたとしても、問題が生じる場合には親権喪失・親権停止及び管理権喪失の制度により段階的な対応が可能であるところ、本件規定は必要以上の制約を課すものである（9及び10ページ）、⑥平成23年の民法等改正の際の国会における附帯決議の存在は、本件規定の合理性が失われたことを示している（10ページ）、⑦諸外国において離婚後共同親権制度が採用されている（12ないし14ページ）、⑧裁判離婚後単独親権制度は、離婚裁判の長期化、ひいては親子関係に悪影響を及ぼしている（21ページ）、⑨離婚後単独親権制度は、親の未成年の子に対する保護権を行使不能にしており、児童虐待を防止するには離婚後共同親権制度を採用する必要がある（22ページ）、⑩政府が離婚後共同親権制度への法改正を検討していることは、本件規定の合理性が失われたことを示している（24ないし28ページ）などとして、本件規定は憲法24条2項に違反すると主張する。

しかしながら、上記①については、原告のいう「人格的利益」が具体的に何を意味するのか不明であるが、その点をおくとしても、前述のとおり、親権は親の「職分」や「社会的責務」であると理解されており、民法の規定上「権利」と記載されていることの一事をもって、憲法上尊重されるべき親の

人格的利益であると評価されるものではない。また、本件規定が合理的であることについては前記2で述べたとおりであるから、そのような本件規定により親権者ではなくなったことをもって、人格的利益が「侵害」されたと評価されるものでもない。

上記②については、確かに、本件規定の下では、裁判離婚後は、父母の一方が親権者となるのに対して、他方は親権者ではなくなることになるが、それは、家庭裁判所が公平中立な立場からいざれか一方を親権者と定めた結果にすぎないから、本件規定が両性の実質的な平等を損なうものと評価する余地はない。

上記③については、確かに、父母の一方が他方の同意を得ずに未成年の子と共に転居した場合に、転居した側の親が離婚に際して親権者に指定される事例も一定数存在すると考えられるが、裁判例上、親権者の指定の裁判に当たっては、裁判の直前の監護者が父母のいざれであるかだけでなく、父母の監護能力、精神的・経済的家庭環境（資産、収入、職業、住居、生活態度）、居住・教育環境、子に対する愛情の度合い、従来の監護状況、実家の資産、親族の援助の可能性、子の年齢・性別・心身の発育状況・意向、従来の環境への適応状況、父母及び親族との結び付き等諸般の事情が考慮されるとされており（乙第4号証及び乙第5号証。松原正明「家裁における子の親権者・監護権者を定める基準」判例タイムズ747号305ページ、「新基本法コンメンタール親族」（日本評論社）222ページ），裁判の直前の監護者が父母のいざれであるかという点が必ずしも決定的な要素となるわけではない。他方で、父母の一方が、離婚前に、他方の同意を得ずに未成年の子と共に転居する事例には、事例ごとに様々な背景事情があると考えられ、当該事例の発生が離婚後単独親権制度に起因するものであるなどと単純化することは不相当である。さらに、仮に裁判離婚後共同親権制度を導入しても、離婚後に子と同居するのは父母の一方となることが通常であるから、監護者指定

の問題はいずれにしても残ることになり、父母の一方が他方の同意を得ずには未成年の子と共に転居するという事態の抑制になるとは一概にはいえない。

上記④については、本件規定が合理性を有することは上記のとおりであるから、本件規定は、必要以上の制約を課すものであるとの原告の主張は失当である。したがって、同主張は裁判離婚後単独親権制度の合理性を否定する根拠とはいえない。

上記⑤については、親権喪失等の要件が厳格であることからすると、親権喪失等の制度によって前記2(3)に記載したような裁判離婚後共同親権制度の問題点が解決されることにもならない。

上記⑥については、原告の引用する附帯決議は、いずれも、親権制度の在り方を検討することを求めているものにすぎず、裁判離婚後共同親権制度を導入すべきであるなどとして一定の方向性を明示しているものではないから、本件規定の合理性が失われたなどとの評価は当たらない。

上記⑦については、平成27年夫婦別姓訴訟最判において「各国における婚姻や家族の在り方は異なり、これらに関する制度の内容も多様なものが想定されるのであって、諸外国における立法の内容が直ちに我が国における法制度の合理性を否定することにはならない。」と判示されているところ、本件規定が合理的であることについては前記2で述べたとおりである。

上記⑧については、その根拠自体不明であるが、その点をおくとしても、離婚裁判の長期化には、民法770条1項に規定する離婚原因の存否を巡る争い等様々な要因が考えられ、裁判離婚後単独親権制度に起因するとは一概にはいえない。また、答弁書第2の3(10)(9ページ)で述べたとおり、仮に離婚後共同親権制度を導入しても、子の監護者を父母のいずれにするかは引き続き争われ得るのであり、離婚裁判の長期化を防ぐことができるか否かは明らかでない。

上記⑨については、原告の主張する「保護権」の内容は不明であるが、原

告は、離婚後共同親権制度が採用されると、未成年の子と同居していない親が子と接触する機会があたかも増大するかのような理解をしていることがうかがわれる。しかし、その理解が適切でないことは、前記2(5)で述べたとおりである。

上記⑩については、答弁書第2の3(13)及び(14)(9及び10ページ)で述べたとおり、法務省は、現時点において、離婚後の選択的共同親権制度の導入について具体的な検討を始めた事実はなく、親権制度を見直す民法改正について法制審議会に諮問する具体的な予定もない。

したがって、本件規定が憲法24条2項に違反するとの原告の主張は失当である。

6 民法819条2項が未成年の子との関係で憲法13条、14条1項及び24条2項に違反するものでもないこと

原告は、本件規定は、親の不都合を防ぐための制度であって、子の福祉や保護について生じる子の利益を考慮しておらず憲法違反であるとし、具体的には①未成年の子から「両親の共同親権の下で養育される権利」を奪い、それによってその幸福追求権や人格権を侵害するものであるから、憲法13条に違反する、②両親が離婚していない子と両親が離婚した子について、「2人の親権者の内1人を奪う」という意味において合理的な理由なく差別しており、憲法14条1項及び憲法24条2項に違反すると主張する(訴状10ないし12ページ、28ないし32ページ)。

原告がいう子の幸福追求権や人格権が具体的に何を意味するのかは不明であり、「両親の共同親権の下で養育される権利」の法的根拠も不明であるが、その点をおくとしても、本件規定が子の利益を図るためにものであることは前記2(3)で述べたとおりであり、また、親権の帰属と面会交流の制限とが無関係であることも前記2(5)で述べたとおりである。

したがって、父母が裁判上の離婚をする場合には裁判所がその一方を親権者

と定めるものとする本件規定は、未成年の子の幸福追求権や人格権を侵害するものではなく、また、そうである以上、離婚した父母の未成年の子を合理的な理由なく差別するものでもない。

よって、本件規定が未成年の子との関係で憲法13条、14条1項及び24条2項に違反するものであるなどという原告の主張も失当である。

7 小括

このように、本件規定は、憲法14条1項及び憲法24条2項に違反するものではなく、また、未成年の子との関係で憲法13条、憲法14条1項及び憲法24条2項に違反するものでもないから、「法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白である」とはいえず、本件規定を改正しない立法不作為が、国賠法1条1項の適用上、違法の評価を受けるものではない。

第3 結論

以上より、原告の主張はいずれも失当であることから、本件請求は速やかに棄却されるべきである。

以上

平成31年(ワ)第7514号 損害賠償請求事件

原 告 (閲覧制限)

被 告 国

証拠説明書(2)

令和元年8月30日

東京地方裁判所民事第49部乙B係 御中

被告指定代理人

今 井 志



松 田 朋 子



湯 峯 奈々子



大 野 史 繪



倉 重 龍 輔



大 鳴 真 理 子



陶 山 敦 司



佐 藤 博 行



略語等は、答弁書等の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原本写 しの別	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙2	新版注釈民法(25) 親族(5)改訂版 (抜粋) (於保不二雄、中 川淳)	写し	平成16年1 2月20日	親権の法的性質
乙3	民法IV 補訂版 親族・相続 (抜 粋) (内田貴)	写し	平成18年5 月2日	親権の法的性質
乙4	「家裁における子 の親権者・監護者 を定める基準」 (抜粋) (松原正明)	写し	平成3年3 月20日	裁判例上、親権者の指定の裁判に 当たっては、裁判の直前の監護者が 父母のいずれであるかだけでなく、 父母の監護能力、精神的・経済的家 庭環境（資産、収入、職業、住居、 生活態度）、居住・教育環境、子に に対する愛情の度合い、従来の監護状 況、実家の資産、親族の援助の可能 性、子の年齢・性別・心身の発育状 況・意向、従来の環境への適応状 況、父母及び親族との結び付き等諸 般の事情が考慮されるとされている

				こと
乙5	新基本法コンメン タル親族（抜 粋） (松川正毅、窪田 充見)	写し	平成27年1 月15日	同上

ノート2 加註

と位置づけられており、父または母の監護教育の職分はできるだけ親権者として行使させることが国民感情に適する（第325）。との観点からは妥当ではない。一方、単独親権（行使）者とならなかった生存親も、親権者として必ずしも不適任であるわけではなく（せいぜい他方がより適任であったといふ場合があるにすぎない）、共同親権行使者が困難であることからその親権行使を停止されているにすぎない（みれば、単独親権（行使）者が死亡すれば生存親の親権行使が当然に復活するとの立場も十分説得力をもつといえよう）。しかしこのような親権当然復活説には、親権者として不適任を擇であっても自動的に親権者となってしまうという難点があることを否定できない（義務当然復活説からは、民法における親権者とは本来そういうものであり、不適任な場合には親権喪失制度で対応すればよいとの反論がありえようが）。もっぱら子の利益の観点に立てば、家庭裁判所による親権者としての適性の審査および具体的な状況に応じた合理的な処理が可能となる無制限回復説が妥当であろう（制限回復説が理論的になくてあるとのそりを免ねがたいことについては、岡垣・前掲271参照）。もっとも、無制限回復説に立ち、単独親権者の死亡後も生存親を親権者に指定・変更で済まるとするといわざるを得ず、とくにその手続的措置の理論的解明が求められる（結合忠男「単独親権者死亡後の親権者選択の許否について」家庭裁判所の路頭問題（昭44）237以下、山澤正男「単独親権者死後と親権者の指定・変更」泥刈・太田・久我（157以下）は、この点の解明を試みる）。なお、この問題は立法の不備に起因するものであり、立法的解決をはかることが望まれる。

[田中通裕]

前注 (§§ 820-833) [親権の効力]
I 「親権の効力」と親権内容
付) 親権は、未成年の子を健全な一人前の社会人として育成すべく養育保護する職分であり、そのためには親に認められた特殊の法的地位である。親子関係から生ずる法的効果のうちでも、親がその未成熟の子を養育保護する職分はその中心的な地位を占めるものであり、法規定上これに屬さないものとしては、未成年者の婚姻についての父母の同意（37）、子の氏（790・791など）、その他戸籍上の効果、血族関係から生ずる權利義務、扶養および相続關係、第三者の生命権害に対する慰藉料請求権（711）、医療交渉権（→765・820）などがあるが、これらは親子関係の本質からすればむしろ付隨的な効果ともいえる。親権の内容は、立法例でも、離婚上でも、子の身上に関する権利義務（身上監護ないし身上扶養権）と子の財産に関する権利義務（財産上の行為での代理人となり、子の行為に同意し、子に財産のあるときはこれを管理するところの財産代理権）に分つことが通常となつておる。わが旧民法（明22）人事編では、第9章親権の規定のうち第1節を「子ノ身上ニ對スル権」（149-152）とし、第2節を「子ノ財産の管理」（153-157）とされていた。例えばドイツ民法でも、親権内容は身上監護（Personensorge）と財産保護（Vermögenssorge）とに分けられることを前提としている。わが民法は、直接法規の上で明示的にこのような区分を使用してはいないが、親が子を養育保護する職分を特別扱いして一括規定するため、親権の帰属と要件について規定した「総則」「親権の効力」と題する1節を設定し、子の身上についての保護規定として「監護教育権」（820）、それに付随する居所指定権（821）、徴稅権（822）、職業許可権（823）を規定すると共に、子の財産についての保護規定として財產管理権・財產的法律行為権の代表権（824）を定め、これに付随するものとして父母共同親権の特

著作物商事



新版 *注釋民法(25)* 精 旗 (5) 「精訂版」
Chinese Civil Law Annotated Vol. 25, 5th Edition (Revised)

平成6年3月3日 初版第1刷発行
平成16年12月10日 改訂版第1刷発行

蠻渠二不保於中川者

新嘉坡中華印書館總經理
有華文書局

www.kyoto-u.ac.jp
京都大学→文部省

© 1994. HIRO OHO, Sun NAKAGAWA. Printed in Japan
オホ・ヒロ、サン・ナカガワ著
日本語訳
著者：オホ・ヒロ
翻訳者：サン・ナカガワ

卷之三

■本章の全篇または一部を複数回複製(コピー)すること、複数回複製して他の個人や団体に送り、複数回複製して販売する行為は、法律によって禁じられています。本章から得た情報を複数回複製して販売する行為は、法律で規制されています。

女性に非嫡出子がいたことが母子関係存在確認訴訟の結果判明すれば、遺産分割は無効であって、784条但書や910条の類推適用の問題は生じない。
(最高裁判所 54年3月23日民集33-2-294)。

[四] 親子の効果——親権

[四] 親子の効果 -209

【社会はいま】人工的生殖による出生子の法的地位 人工受精や体外受精という生殖補助医療技術の発達により、不妊症に悩む夫婦が子供を持てるようになつた。しかし反面、それらの技術は、親子関係とは何かという根本問題をも投げかけている。たとえば、夫以外の男性の精子を用いるAIDで生まれてくる子の父親は誰なのだろうか、戸籍には夫の嫡出子として記載されるし、夫の同意がある限り（それが通常である）、夫は嫡出子であることを否認できないとする説が多い、立法でこの点を明確に規定すべきであろう。

では、子供を持ちたい妻が、夫に黙ってAIDによる出産をしたら、嫡出指定は及ぶだろうか（及ぶと夫以外から父子関係の不存在を主張できない）。夫は、妻の行為を不貞行為として離婚請求ができるだろうか、さらに、精液を提供した男性は認知ができるだろうか。

また、夫の精液が使われた場合でも、保存精液を使用すれば、種姓のとき夫は既に死亡しているということが生じうる。このとき、夫と子の間には嫡出親子関係が生ずるだろうか。もしこれができる可能だとすると、精液が保存されている歴史上の人物の実子が後世に生まれることにもなりかねず、親族法の論理としては無理だろう。

さらに、代理産檢（≈16頁）のように分娩上の母と法律上母親となる患者を持つている女性が食い違う場合の扱いも、そのようなな医療を許容するかどうかを含め、明確に定めておく必要がある。限定的に認める場合も、「分娩の母が法律上の母である」という原則を動かすことには慎重であるべきだろう。なお、夫の精液が妻以外の女性との人工受精に使われるいわゆる代理母は、伝統的な意味での不貞行為に含まれないとしても、妻の承諾がなければ、「婚姻を継続し難い重大な理由」とはなりうる。

なお、アメリカでは代理母契約が対価を伴つてなされ、トラブルも生じている。日本ではそのような契約は公序良俗違反とされる可能性が高いと思われるが、立法による規制が望まれる。

1 親権とは何か

親子の効果 夫婦になることが一定の法的効果を生ずると同様、法律上の親子には相続権を有するし、子が死んだときも親は相続人となる。親が死ねば子は相続権を有するし、子が死んだときも親は相続人となる。そしていざれの場合も、不法行為による死亡であれば加害者に対して711条の慰謝料請求権を取得する。これらは全て親子であることの効果である。しかし、そのはかにもっと重要な効果が生ずる。それが親権である。親子関係の中核的効果といつてよい。しかし、親権は奇妙な効果である。奇妙さのゆえんは、財産法的発現との異質さにある。

親子関係の特殊性 婚姻の法的効果も財産法とは異質である。しかし、身分関係であることに由来する特殊性はあるにせよ、ともかく独立の個人間の法律関係であるという点で、財産法との連続性があった。婚姻共同体を組合的に捉えることが可能なものも、それゆえである。ところが、子が未成年の場合の親子関係はそうではない。とりわけ、生まれてしばらくの間、子は未成年の幼児であり、対等な法律関係は想定できない。民法は、市民社会における独立一平等の個人を想定し、その間に形成される法律関係を規律するルールを定めた。しかしその際、一定の人々、すなわち、十分な判断力を欠いている人々を保護するため、行為能力に制限を加えた。それが成年被後見人・被保佐人・被補助人、そして未成年者である。親子関係は、まさにこの未成年者が対象であるがために、財産法とは非常に異なった発想が前面に出ることになる。

親権は権利か このような非対等な人間関係を、市民法的な権利・義務の概念を用いて規律しようとする自体無理がある。たとえば、小さな子供がいたずらをすると親は叱り、ときには暴力をふる。子供が学校へ行きたくないと言えば、なんとかして行くように仕向ける。これらを市民法的権利・義務の概念で説明することは難しい、親が子にいたずらを禁止する権利を有し、子はいたずらををしない義務を負う、などと

210—第5章 納子

いう表現はおよそ非現実的である。親は子に対して教育する権利があり、子は義務を負う、と表現するのもしつくりこない、むしろ子に対する親の権利といふより、親の社会的責務と言った方が通りがよい。しかし、子に対する親の地位は、「親権」という権利の概念で捉えられてきた。その内容は、かつては、子に対する支配権とされ、その後、支配より配慮の要素が強調されるようになつた。たとえば、ドイツでは「親権 (elterliche Gewalt)」という用語が廃止され、「親の配慮権 (das Recht der elterlichen Sorge)」という言葉に改められた(1975年)。しかし、支配にせよ、財産法における権利・義務とは異質である。ここでは、自由主義の原理に立つ民法が財産法において忌避していたバターナリズムが、文字通り主役を演ずるのである。

親権は権利だけではなく義務を伴う。などと言われるが、そもそも財産法的な権利・義務では捉えきれないということを認識しておく必要がある。この提案は結局実現しなかつたが、背後にあらる基本的な思想は支持されてきたといつよい。

2 親権の内容

親が保護を必要とする子を記述するという関係は、大きく分け親の配慮の3種類て3つの類型に分けることができる。

第1に、独立の社会人としての社会性を身に付けるために、立派な大人になるために、子を肉体的に監督・保護し（監護という）、また精神的発達を図るために配慮をする（教育という）。

第2に、子が財産を有するときに、その財産管理をしてやり、また子の財産上の法律行為につき子を代理したり同意を与えてやにする。

第3に、子の生活費や養育費の経済的負担を負う、すなわち扶養をする。

[四] 納子の効果--211

親権と長老権 民法は、第1と第2の配慮のために親権制度を置き、第3の親がいないときは、第1と第2の保護のために親族扶養制度これを規定している。もし子に保護のためには親族扶養制度が用意されている。さらには、児童福祉や生活保護法などの公法的保護がこれらを補っている。

こうして、親権の内容は、第1の類型に対応する身上監護権と第2の類型に対応する財産管理制度である、ということになる。以下に、その内容についてもう少し詳しく見ていく。

配慮の類型	親子の法的関係	親がないとき	公法的保護
子の監護教育 (身上監護権)	親 権	後見	児童福祉法
子の財産管理 (財産管理権)	親子扶養	親族扶養	生活保護法
財産的扶養	親子扶養	親族扶養	生活保護法

(1) 身上監護権

820条は「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定している。これが、包括的・抽象的な身上監護権である。講学上は身上監護「権」という呼び方がなされるが、民法は権利でもあると同時に義務に対しても履行の強制が可能なかし、義務といつても財産法的な意味で不履行に対する強制が可能な義務ではないし、権利という概念にもなじみにくい面がある。むしろ社会的責務ともいいうべきものである。

権利といふことに意味があるのは、第三者によってそれが妨害された場合である。後述の「子の引渡し」が問題となる場面であるが、(☞215頁)、そこでは物権法上の物権的請求権に似た関係が生ずる。

身上監護権の内容 民法は、包括的な身上監護権の具体的な内容として、820条に統いて3つの権利を列挙している。すなわち居所指定権・懲戒権・職業許可権である。このほか、身上監護権の内容としては、第三者に対する妨害解除の権利（子の引渡請求権）および身分上の行為についての代理権を挙げることができる。

552 ■ 法令索引

57条	198	40条	317
64条	479	41条	317
107条	198, 161, 311	42条	201
107条の2			
117条の4		304 旧人事訴訟手続法.	
見直補社法			
5条	242	1条	110
6条	242	2条	193
9条	242	15条	130, 138, 315
10条	242	4条	223, 224
11条	242	11条	222
12条	242		
15条	242		
27条	241, 275		
28条	242	2条	
28条の6	241	5条	222
28条の7	290	10条	222
		12条	225
		15条	222
		18条	226
		21条	222
		26条	226
人事訴訟法			
2条	82, 85, 176		
8条	128, 315		
9条	315	26条	
12条	313		
13条	313		
17条	110, 128, 315		
18条	110	4条	291, 292, 297
20条	313	77条	297
22条	315	10条	302
24条	82, 313		
25条	110, 122		
32条	128, 137, 139, 315		
33条	315	3条1項	373, 374
34条	315	12条1項	373
35条	315	15条	232
38条	317	19条の3	326
39条	317	19条の4	326

著者略歴
1954年 大阪に生れる
1975年 東京大学法学部卒業
現在 東京大学法学部教授

主要著書

「抵当権と利用権」1983年、有斐閣
「契約の再生」1990年、弘文堂
「民法I 債権各論」1997年、東京大学出版会
「民法の時代」2000年、岩波書店
「民法判例集 債権各論(第2版)」(共著) 2001年、有斐閣
「民法判例集 債権・物権(第2版)」(共著) 2002年、有斐閣
「民法判例集 債権終論(第2版)」(共著) 2004年、有斐閣
「民法」第3版 総則・物権論」2005年、東京大学出
版会
「民法III 第3版 債権終論・担保物権」2005年、東京
大学出版会

民法IV 準訂版 総族・相続

2002年7月19日 初 版第1刷
2004年3月19日 準訂版第1刷
2006年5月2日 準訂版第5刷

〔捺印略止〕

著者 内田貴

発行所 附図注人 東京大学出版会
代表者 岡本和夫

113-8654 東京都文京区本郷7-3-1
電話 03-3811-8814・ fax 00160-6-59964

印刷所 株式会社理社
製本所 株式会社印刷株式会社

©2004 Takashi Ueda
ISBN 4-13-032310-5 Printed in Japan

（日本複写権センター委託出版物）
本書の全部または一部を複数で複写複製（コピー）することは、
著作権法上の例外を除き、なじられない。本書からの複
写を希望される場合は、日本複写権センター（03-3431-2388）に
ご連絡ください。

③ 親子間の紛争 ④ 親権・監護権

126

家裁における子の親権者・監護権者を定める基準

松原正明

新潟地方裁判所新潟支那裁判事

1 序論

近年の離婚の増加に伴い、父母間の子の監護をめぐる紛争が著しく増加している。のみならず、家族を含む社会関係の複雑多様化を反映して、競争も深刻化しており、解決の困難性も増大している（昭通要）「子の監護・引渡しおよび面接交渉に関する家庭の審判権」新・実務民訴講座（一三三頁以下）。

子の父母が婚姻中のときは父母が共同して親権を行使するが（民法八一八条三項）、離婚に際してはどちらかの親を親権者と指定しなければならず（同法八一九条一項）。父母が婚姻していない場合は母が親権者となるが、認知した父を親権者と指定する」とともできる（同法四項）。親権者の指定はまず父母

の協議でなされるが、協議ができないか、協議が調わないときは、家庭裁判所の協議にかわる審判あるいは調停によることとなる（同法八一九条五項）。家庭裁判所は、このようにして一旦決まった親権者も、子の利益のため必要があるときには、子の親族の請求によって、他方の父母に変更することができる（民法八一九条六項）。

なお、親権者と異なる者を監護権者と指定し、あるいは監護権者のみを変更する場合もあるが（民法七五六条第一項・二項）、その場合も親権者の指定変更の問題とはほぼ同じと考えられるので以下は特に区別せずに論ずる。

2 親権者の指定変更の基準——総説

親権者の指定変更是親の利益や家系の維持の都合等からではなく、もっぱら子の利益ないし福祉の増進という観点から行われるべきことは可うまでもない（民法八一九条六項）。問題は何が子の利益になるかということであり、父のいすれが親権者として適格かを諸事情を総合的に比較衡量して決定することになる。

裁判例にあらわれた比較衡量すべき具体的な事情をみると、父母個の事情として、監護能力、精神的・経済的家庭環境、居住・教育環境、子に対する愛情の度合、從来の監護状況、夫家の資産、親族の援助の可能性等、子の側の事情として、年齢、性別、心身の発育状況、從来の環境への適応状況、環境の変化への適応性、子の意向、父母および親族との結びつき等があげられており、また離婚の有責性はあまり考慮されず、次第に子の意思、子と親との情緒的結びつきなど、主觀的因素を重視する傾向がみられるところ（野田愛子「子の監護に関する処分の基準について」家裁法実務研究一八六頁）。

なお、親権者の指定とその変更とでは比較衡量の判断方法が異なるか否かについて対立がある。肯定説は、指定の場合は双方の事情の相對的比較で足りるが、変更の場合は実際に監護養育している者があり、その監護の実態を考慮しなければならず、双方の事情の比較衡量に加えて、変更すべき特徴の事情が存する必要があるとする（北野俊光「離座家庭審判法」一〇三頁、同旨の判示をする審判例として、東京高決昭61・12・5家月三九卷五号一二五頁等）。妥当であろう。もっとも否定説といえども監護養育の実態を全く無視するわけではなく、實際上はきほどの差異は生じないのではないかとも考えられる。

親権者の指定変更の審判は、過去の事実を確定して法的評価を下すという通常の司法判断と異なり、将来を予測して子の健全な育成に適う条件をみいだすという後見的役割を有している。したがって、前記の諸事情について、心理学的あるいは社会学的な専門的事実調査が不可欠であり、通常は家庭裁判所調査官による調査がおこなわれる。

これらの諸事情を的確に把握することも難しいことではあるが、各事情を如何に比較衡量するかが極めて困難な問題である。父の経済的監護能力は母より高いが、子との結びつきは母の方が強いといふような場合に、どのような判断すべきかであり、比較衡量の基

準の問題である。

具体的な事案における妥当性の問題であるので、これまでの裁判例に現われた基準を中心に検討する。

3 比較衡量の基準

1 母親優先の基準

乳幼児については、特別の事情がない限り、母親の監護養育によだねることが子の福祉に合致するとの考え方である。

幼児期の母親的養育の必要性に基づくものであり、常識的な判断とも一致し、この基準に従う裁判例も多い(札幌高裁昭和40・11・27審決・八巻七号四二頁、東京高判昭53・11・20判タ三八〇号一五〇頁等)。しかし、母親に親権者として不適格な事情の存することもあり、父親に適切な監護養育補助者がある場合もあり、安易な一般化は許されないところであろう。のみならず、この基準の適用を考慮する際には、子の監護養育における父母の役割が変化をしつつある状況も念頭に置く必要があろう。

3 子の意思尊重の基準

「子が満一歳以上であるときは、家庭裁判所は、親権者指定変更の審判をする前に、その子の陳述を聞かなければならぬ。」と定められているところ(家審規7(1)(參・七〇条・五四条)、子の意思もまた親権者指定変更についての有力な基準である。

子の年齢に差はあるが、この基準に

であるとする(コールド・ショーティン・セミナー報告(その1)調査記録二)五号一頁)。

単なる現場追認ではなく、精神分析学的考察を背景に、心理学的にみた親子間の情緒的結びつきを重視する考え方である(北野・前掲一二五頁)。この基方である(北野・前掲一二五頁)。

であるとする(コールド・ショーティン・セミナー報告(その1)調査記録二)五号一頁)。

従う裁判例も多く(鳥取高等裁判所

43・9・17審決二二二号一四頁、佐賀県審53・9・13審決三四三号五六頁等)、裁判例のながらとしては、子の意

思を尊重する方向にある(砂川厚生・別冊ジニア家族法判例百四〔第四回〕一〇六頁)。

であるとする(コールド・ショーティン・セミナー報告(その1)調査記録二)五号一頁)。

従う裁判例も多く(鳥取高等裁判所

43・9・17審決二二二号一四頁、佐賀

は分離して養育すべきでないとする裁

判例(仙台高等裁判所45・12・25審決二三三号四四〇)もあるなど、他に基準と目す

べきものがあることも指摘しておくる必

要があらう。

また、各基準が矛盾対立した場合だ

いそれを優先させるべきかも困難な問

題である。母親優先の基準と子の意

思に関する専門的研究として、家庭裁判所調査官研修所調査官(監護権)の帰すうが

問題になった事件における子の福祉につ

いて三二頁)。一般的には、子の意思の

尊重の必要性も子の年齢が高まるとど

も高くなるといえよう。

また、子の意思の確認方法もその場

所、面接方法等に適切な配慮が望まれ

る。紛争の高中に置かれた子の場合、

その言葉と真意とにずれがあることも

あるので、子の第3回だけではなく、その

態度や行動等を総合的に観察する必要

がある。したがって、子の年齢にもよ

るが、審判官による直談の審問よりも、

専門的知識を有する家庭裁判所調査官

の調査に委ねるのが相当とされる場合

も多い。

4 まとめ

これらは親権者指定変更の判

断をするうえでの有力な基準である

が、いずれも原則であつて例外が多く

あることは先に述べたとおりであり、

子の健全な成長のためには親と子の不断の心理的結びつきが重要であつて、養育監護者の変更は子の心理的不安定をもたらすことを理由に、現実に子を養育監護する者を優先させるべき

野田愛子「親権者指定変更の基準」家族法
審判例の研究
本文に掲げたもののほか
参考文献

許末原「未成男子の監護権決定における「母親優先の考慮」」判例六三五号九六

因判例・民事裁判事件の研究会(1988、一般社説)176頁を参考)。これを前提として、⑤判例的回復説は、後見開始後、後見人の選任前であります。親権者の指定が親権者として選任であれば、親権者の選任を認め(後見・親権選任など)。⑥無制限風回復説は、後見人選任の前段を附わす、生存親に親権者選任をすることができると解する(中川吉之助著「注釈親権法」(1982、有斐閣)17頁)。

なお、親権者の指定おより選任には、条件・期限が付されていてはならない。父母が任意に親権者を変更することができることとなり、親権者の選任は、家庭裁判所の審理段階とした木条6段目と相容れないので(小川・山岸著「親樁法統説」93頁)、子の地位を不安定にして子の利益を害するおそれがあるから(元本著「親樁法研究(第3版)」)である。戸籍係員によって変わなければならない(民事手続693項)。同法175条1項における親権者の権利を守る場合にも、原則として同様である。親権者を他の一方に変更することはできない(民事手紙175条)。審判およびその中立で子の代理者は、2選間以内に即時抗告をすることができる(民事手紙5・86・17201項)。この期間内に即時抗告がなさなければ審判は確定し、親権者が確定して本条6項による亲権者選任の許可(親権者選任の請求)を必要とする(昭和31・11・13民判2384号民事局長審理件判決)。

■ 親権者変更の審判(民事)

親権者指定の基準について、民法は規定を置いていない。しかし、親権者変更について「子の利益が基準」とされる(本条6項)のと同じく、ここで親権者の利益が判断標準となることに異論はない。しかし、親権者変更に対する民法の規定はない。親権者変更の基準の中で置換すべき事項が、親権者指定の場合と同様に監護の適切性や母性(または母親)優先、子の意思の尊重などが挙げられるが、そのほかにも、親権者に再婚、申立ての動機や目的、親樁者についての合意と平情の変更などを考慮する(本条は、改訂家事新法資料集中巻二(乙刻5号~9号)(1986、最高裁判所民事第二庭監修)156頁以下を参照)。また、親権者変更の場合、既に実施することとする。

学問は、①後見開始後、②親権(当然)復活説、③制限的回復説、④無制限回復説(4つに分かれ)(③と④はあわせて親権回復説または新東洋とも呼ばれる)。①後見開始説は、単独親権者が死亡すれば、「親権を行う者がないとき」(338-1)となつて後見が開始し、その後もは生存者が親権者となる余地はない(中川善一・星野192頁、544頁など)。必要があれば、生存親が後見人となればよいからである。②親権(当然)復活説は、親権者と親権行使者とを区別する立場を前提とする(88年6月の解説書を参照)。すなはち父母の一方の単独親権であるという場合でも、他方は親権者たる資格を失ったわけではなく、潜在的にはな親権者であるから、この単独親権者が死亡した場合には、他方の親の親権が当然に復活(無効化)すると予測される。③の新進回復説(新東洋)は、単独親権は共同親権行為他の親権によつてとられた便宜的措置にすぎないから、親権者が死亡すれば生存親が親権者となる資格を回復し、このとき同時に後見も開始するが(338-1)、原則によって親権者となるというが(338-1)、原則によって親権者となるといふものである(本条不二編「父母の共同親権と親権の行使」)。

親権時に親権者と定められた父または母が専横的な監護状況、生家の資産、親族の援助の可能 性等、子の側の事情として、年齢、性別、心身の発育状況、從来の親権への適応状況、子の意向、父母および親権との結びつき等がある(公報正明「家庭における子の親権者・監護選定を定める基準」27号(1991.1月))。また、近時、離婚の有無はあまり重視されない(田中千子「子の監護に関する公の基準について」同「家事新法資料研究」(1988、別刷タイ ムズ社)187頁)。これらは比較的は優劣では優劣がつけるにいく場合には、次のような具体的な用いられる(香林千子「親権者選任者と子の意見の差異」)。①乳幼児期には、子と「母性」的な役割をもつ親権者が主なる親権者たる親権の共同権に、子は婆親とその配偶者になるが(88年6月の解説書を参照)、この場合、親権を右しない父または母から親権者選任の申立てをすることができる。半端と裁判例の多數はこれを認めた。その理由は、第1に、このようなら親権者選任を認めると、婚姻関係にない2人の女性が同時に親権者となるといふのは予定しているといふのである。その結果、子の立場からして、死んでしまった親権者が後見を指定していないことを挙げている)、②親権当然復活説においても、後見人指定の場合にもなればそれを承認させる見解であるから、後見人指定の場合は親権者が当然に復活するのかどうかは裁判の余地があるう。この点、一方で、新進回復説は、親権行為の親権が当然に復活するのである(本条不二編「父母の共同親権と親権の行使」)。

親権行為の親権者によつて実行性あるいは選法な取扱いがある場合には、特段の事由がない限り、親権者が優先される。従来の「母親優先原則」が見直されると傾向にあるとされる。②監護の維持性。現用いられる(香林千子「親権者選任者と子の意見の差異」)。①乳幼児期には、子の立場からして、死んでしまった親権者が後見を指定していないことを挙げている)、②親権当然復活説においても、後見人指定の場合にもなればそれを承認させる見解である。親権者選任の場合は親権者が当然に復活するのかどうかは裁判の余地があるう。この点、一方で、新進回復説は、親権行為の親権が当然に復活するのである(本条不二編「父母の共同親権と親権の行使」)。

執行が止まつたはその都督代行者の選任をすることができる。⑤兄弟姉妹はなるべく同一親権者のもとに置く、等である。

■ 親権者変更の審判(民事)

親権者変更の基準について、「子の利益が基準」と同じく、ここでは親権者の利益が判断標準となることに異論はない。しかし、親権者変更に対する民法の規定はない。親権者変更の基準の中で置換すべき事項が、親権者指定の場合と同様に監護の適切性や母性(または母親)優先、子の意思の尊重などが挙げられるが、そのほかにも、親権者に再婚、申立ての動機や目的、親権者についての合意と平情の変更などを考慮する(本条は、改訂家事新法資料集中巻二(乙刻5号~9号)(1986、最高裁判所民事第二庭監修)156頁以下を参照)。また、親権者変更の場合、既に実施することとする。

学問は、①後見開始後、②親権(当然)復活説、③制限的回復説、④無制限回復説(4つに分かれ)(③と④はあわせて親権回復説または新東洋とも呼ばれる)。①後見開始説は、単独親権を行う者がないとき(338-1)となつて後見が開始し、その後もは生存者が親権者となる余地はない(中川善一・星野192頁、544頁など)。必要があれば、生存親が後見人となればよいからである。②親権(当然)復活説は、親権者と親権行使者とを区別する立場を前提とする(88年6月の解説書を参照)。すなはち父母の一方の単独親権であるという場合でも、他方は親権者たる資格を失ったわけではなく、潜在的にはな親権者であるから、この単独親権者が死亡した場合には、他方の親の親権が当然に復活(無効化)すると予測される。③の新進回復説(新東洋)は、単独親権は共同親権行為他の親権によつてとられた便宜的措置にすぎないから、親権者が死亡すれば生存親が親権者となる資格を回復し、このとき同時に後見も開始するが(338-1)、原則によって親権者となるといふものである(本条不二編「父母の共同親権と親権の行使」)。

親権時に親権者と定められた父または母が専横的な監護状況、生家の資産、親族の援助の可能 性等、子の側の事情として、年齢、性別、心身の発育状況、從来の親権への適応状況、子の意向、父母および親権との結びつき等がある(公報正明「家庭における子の親権者・監護選定を定める基準」27号(1991.1月))。また、近時、離婚の有無はあまり重視されない(田中千子「子の監護に関する公の基準について」同「家事新法資料研究」(1988、別刷タイ ムズ社)187頁)。これらは比較的は優劣では優劣がつけるにいく場合には、次のような具体的な用いられる(香林千子「親権者選任者と子の意見の差異」)。①乳幼児期には、子と「母性」的な役割をもつ親権者が主なる親権者たる親権の共同権に、子は婆親とその配偶者になるが(88年6月の解説書を参照)、この場合、親権を右しない父または母から親権者選任の申立てをすることができる。半端と裁判例の多數はこれを認めた。その理由は、第1に、このようなら親権者選任を認めると、婚姻関係にない2人の女性が同時に親権者となるといふのは予定しているといふのである。その結果、子の立場からして、死んでしまった親権者が後見を指定していないことを挙げている)、②親権当然復活説においても、後見人指定の場合にもなればそれを承認させる見解である。親権者選任の場合は親権者が当然に復活するのかどうかは裁判の余地があるう。この点、一方で、新進回復説は、親権行為の親権が当然に復活するのである(本条不二編「父母の共同親権と親権の行使」)。

执行が止まつたはその都督代行者の選任をすることができる。⑤兄弟姉妹はなるべく同一親権者のもとに置く、等である。

親権者変更の基準について、「子の利益が基準」と同じく、ここでは親権者の利益が判断標準となることに異論はない。しかし、親権者変更に対する民法の規定はない。親権者変更の基準の中で置換すべき事項が、親権者指定の場合と同様に監護の適切性や母性(または母親)優先、子の意思の尊重などが挙げられるが、そのほかにも、親権者に再婚、申立ての動機や目的、親権者についての合意と平情の変更などを考慮する(本条は、改訂家事新法資料集中巻二(乙刻5号~9号)(1986、最高裁判所民事第二庭監修)156頁以下を参照)。また、親権者変更の場合、既に実施することとする。

学問は、①後見開始後、②親権(当然)復活説、③制限的回復説、④無制限回復説(4つに分かれ)(③と④はあわせて親権回復説または新東洋とも呼ばれる)。①後見開始説は、単独親権を行う者がないとき(338-1)となつて後見が開始し、その後もは生存者が親権者となる余地はない(中川善一・星野192頁、544頁など)。必要があれば、生存親が後見人となればよいからである。②親権(当然)復活説は、親権者と親権行使者とを区別する立場を前提とする(88年6月の解説書を参照)。すなはち父母の一方の単独親権であるという場合でも、他方は親権者たる資格を失ったわけではなく、潜在的にはな親権者であるから、この単独親権者が死亡した場合には、他方の親の親権が当然に復活(無効化)すると予測される。③の新進回復説(新東洋)は、単独親権は共同親権行為他の親権によつてとられた便宜的措置にすぎないから、親権者が死亡すれば生存親が親権者となる資格を回復し、このとき同時に後見も開始するが(338-1)、原則によって親権者となるといふものである(本条不二編「父母の共同親権と親権の行使」)。

親権時に親権者と定められた父または母が専横的な監護状況、生家の資産、親族の援助の可能 性等、子の側の事情として、年齢、性別、心身の発育状況、從来の親権への適応状況、子の意向、父母および親権との結びつき等がある(公報正明「家庭における子の親権者・監護選定を定める基準」27号(1991.1月))。また、近時、離婚の有無はあまり重視されない(田中千子「子の監護に関する公の基準について」同「家事新法資料研究」(1988、別刷タイ ムズ社)187頁)。これらは比較的は優劣では優劣がつけるにいく場合には、次のような具体的な用いられる(香林千子「親権者選任者と子の意見の差異」)。①乳幼児期には、子と「母性」的な役割をもつ親権者が主なる親権者たる親権の共同権に、子は婆親とその配偶者になるが(88年6月の解説書を参照)、この場合、親権を右しない父または母から親権者選任の申立てをすることができる。半端と裁判例の多數はこれを認めた。その理由は、第1に、このようなら親権者選任を認めると、婚姻関係にない2人の女性が同時に親権者となるといふのは予定しているといふのである。その結果、子の立場からして、死んでしまった親権者が後見を指定していないことを挙げている)、②親権当然復活説においても、後見人指定の場合にもなればそれを承認させる見解である。親権者選任の場合は親権者が当然に復活するのかどうかは裁判の余地があるう。この点、一方で、新進回復説は、親権行為の親権が当然に復活するのである(本条不二編「父母の共同親権と親権の行使」)。

基本法コンメンタール

法学セミナー no.240
基本法コンメンタール

発行日: 2019年7月5日 副刊: 1版第1刷

著者: 佐々木正義(日本法務局) 03-3887-8651(直通)
03-3887-8652(内線) 03-3887-8653(直通)
03-3887-8654(内線)

編集: 佐々木正義(日本法務局)

発行: Japan Collection Hyoron-sha 2016

本体価格: 3500円+税

法第725条～第881条

平成23年民法改正
家制作手続法
削除に對応

川正毅・塙田充見編

著者: 佐々木正義(日本法務局) 03-3887-8651(直通)
03-3887-8652(内線) 03-3887-8653(直通)
03-3887-8654(内線)
編集: 佐々木正義(日本法務局)
発行: Japan Collection Hyoron-sha 2016

ISBN: 978-4-535-40267-6
C9432 ¥3500円
9784535402676
1929432035000

著者: 齋竹美佳・石井美智子・大伏由子・岩谷和一郎・浦野由紀子
神谷 遼・許末憲・塙田充見・小池 美・合田篤子
佐藤英明・冷水豊紀代・白須賀理子・田中通裕・高さか
常岡史子・西希代子・羽生香織・早川廣一郎・前田陽一
松川正毅・水野紀子・曾本誠子・本山 敦・森山浩江

雄山社

日本法務局